従七位に叙する（各通）（以上五月六日）　宮川　和義　吉本　喬宣　渡辺　進
家永　勝行　上田　壽雄　野村　努
正六位に叙する（各通）
従六位に叙する　荒木　孝　畑山　博幸
正七位に叙する（各通）（以上五月七日）　谷　義夫
従六位に叙する
正七位に叙する（以上五月八日）　石川　温
（新潟大学名誉教授）　田中利一郎
正四位に叙する　平松　吉夫
正七位に叙する
従七位に叙する（以上五月九日）　湊　信義
（防衛事務官）　黒田　三好
正七位に叙する（五月十日）　小島　孝光
従六位に叙する（五月十一日）　安部　正一
○叙勲
旭日中綬章を授ける　淺井　文昭
旭日双光章を授ける　菅原　昭　友次　秋吉
深澤　長男　松下　英一
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月四日）　有満　政明
旭日双光章を授ける　麻田　昌孝
旭日単光章を授ける（以上五月五日）　藤岡　一生
旭日単光章を授ける（五月六日）　美馬　恒子
瑞宝小綬章を授ける　北村　昭吾　齋藤　佶　雫石　正明
清水　好弘　須藤　敏昭　松雄　勇
松岡　秀明　山本　芳宏　綿谷　佳男
瑞宝双光章を授ける（各通）　湯浅　孝次
瑞宝単光章を授ける（以上五月三日）　岩田　英郎　大瀬　公子　小柳文之進
下地　達也　城一　弘子　千田　善八
松山　廣利　宮本　喜夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　市村　健一　上野　裕治　武内　忠雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月四日）　梁井　皎
瑞宝小綬章を授ける　木下　鐵雄　高橋　道夫　野澤　弘美
橋本　俊二　平野　秀幸　藤島　武徳
宮城　正夫　森川　靜記　山本　誠
若槻　俊彦
瑞宝双光章を授ける（各通）　大友　正　多田　康治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月五日）　村上　洋介
瑞宝小綬章を授ける　佐藤　初男　鈴木　隆志　瀧口　隆士
知念　五郎　堀田　安洪　宮地　稔
瑞宝双光章を授ける（各通）　室井　久男
吉本　喬宣
瑞宝単光章を授ける（以上五月六日）　森山　繁一
荒木　孝　菅原　章一　松木　健二
瑞宝単光章を授ける（各通）（五月七日）　石川　温
瑞宝双光章を授ける（五月八日）　平松　吉夫
瑞宝双光章を授ける　湊　信義
瑞宝単光章を授ける（以上五月九日）　難波　和夫
瑞宝単光章を授ける（五月十日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月四日午後五時三十六分御出門、海上保安制度創設七十周年記念式典御臨席のため、パレスホテル東京（千代田区）へ行幸啓、同六時二十九分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、六月七日午後五時四十七分御出門、「ターナー　風景の詩（うた）」を御覧のため、東郷青児記念　損保ジャパン日本興亜美術館（新宿区）へ行幸啓、同六時五十六分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ポルトガル国の国祭日につき、六月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年六月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道厚岸翔洋高等学校
(二)　代表者の氏名
(変更前)　亀山　喜明
(変更後)　駒井　博和
(三)　変更年月日　平成三十年四月一日
二(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　神奈川県立海洋科学高等学校
(二)　代表者の氏名
(変更前)　榊　彰義
(変更後)　石垣　隆
(三)　変更年月日　平成三十年四月一日
三(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　沖縄県立宮古総合実業高等学校
(二)　代表者の氏名
(変更前)　本村　博之
(変更後)　平良　淳
(三)　変更年月日　平成三十年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年六月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　神奈川県立海洋科学高等学校
(二)　代表者の氏名
(変更前)　榊　彰義
(変更後)　石垣　隆
(三)　変更年月日　平成三十年四月一日
二(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　沖縄県立宮古総合実業高等学校
(二)　代表者の氏名
(変更前)　本村　博之
(変更後)　平良　淳
(三)　変更年月日　平成三十年四月一日